

令和3年

青森県火災年報

青森県危機管理局消防保安課

目

次

1	火災の概況	1
(1)	火災発生状況	1
(2)	出火件数と出火率	3
(3)	損害額	8
(4)	出火原因	8
2	建物火災	11
(1)	出火件数	11
(2)	出火原因	12
(3)	損害額	13
3	林野火災	14
4	車両火災	15
5	船舶火災	15
6	航空機火災	15
7	その他の火災	15
8	火災による死者	15
(1)	死者の概況	15
(2)	建物火災における死者の状況	18
	利用上の参考事項	19

1 火災の概況

(1) 火災発生状況

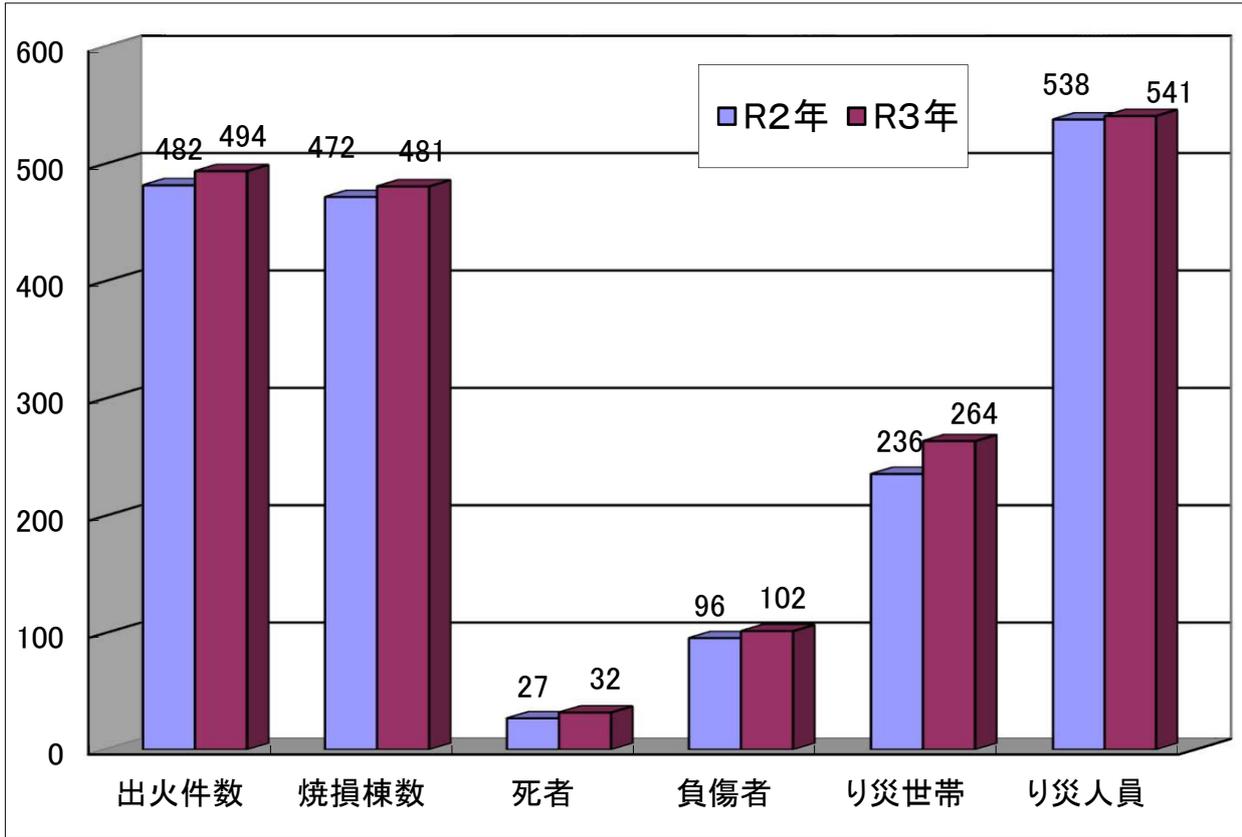
令和3年中における火災の発生状況をみると、前年に比べ、出火件数、焼損棟数、建物焼損床面積、建物焼損表面積、死者数、負傷者数、り災世帯数、り災人員及び損害額は増加しているが、林野焼損面積は減少している。(第1表)

第1表 火災の発生状況

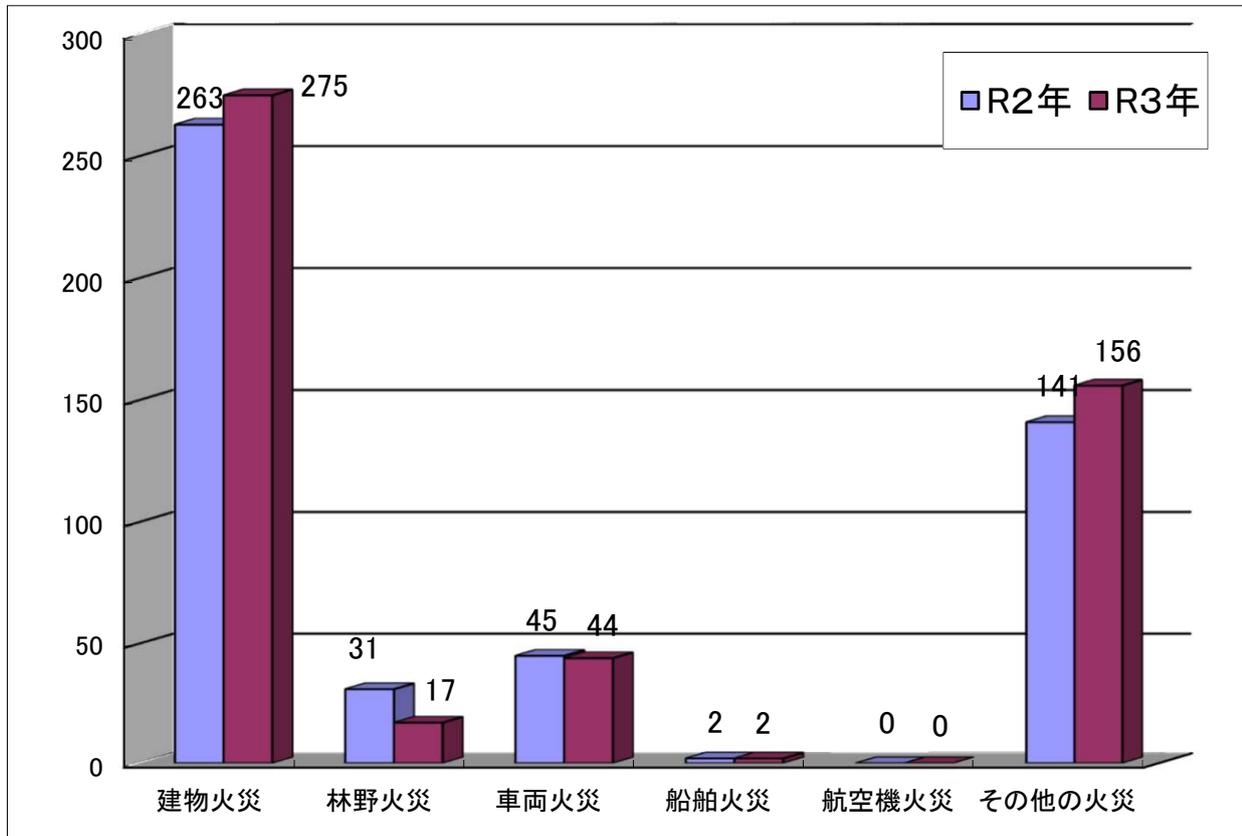
区 分	令 和 3 年 (A)	令 和 2 年 (B)	増 減 (C)「(A)-(B)」	増減率 (C)／(B)%
出 火 件 数 (件)	494	482	12	2.5
建 物	275	263	12	4.6
林 野	17	31	-14	-45.2
車 両	44	45	-1	-2.2
船 舶	2	2	0	0.0
航 空 機	0	0	0	-
そ の 他	156	141	15	10.6
焼 損 棟 数 (棟)	481	472	9	1.9
全 焼	161	168	-7	-4.2
半 焼	30	29	1	3.4
部 分 焼	125	147	-22	-15.0
ぼ や	165	128	37	28.9
建物焼損床面積 (m ²)	26,275	24,590	1,685	6.9
建物焼損表面積 (m ²)	3,635	2,508	1,127	44.9
林野焼損面積 (a)	146	2,027	-1,881	-92.8
死 者 (人)	32	27	5	18.5
負 傷 者 (人)	102	96	6	6.3
り 災 世 帯 数 (世 帯)	264	236	28	11.9
全 損	89	71	18	25.4
半 損	14	15	-1	-6.7
小 損	161	150	11	7.3
り 災 人 員 (人)	541	538	3	0.6
損 害 額 (千 円)	1,314,439	1,197,590	116,849	9.8
建 物	1,235,906	1,126,291	109,615	9.7
林 野	2,977	18,592	-15,615	-84.0
車 両	36,280	34,622	1,658	4.8
船 舶	12,200	3,305	8,895	269.1
航 空 機	0	0	0	-
そ の 他	21,735	14,401	7,334	50.9
爆 発	5,341	379	4,962	1,309.2
出 火 率	3.9	3.8	0.1	2.6

(注) 出火率は、人口1万人当たりの出火件数をいう。(人口：各年3月31日現在)

火災の概況



火災種別



令和3年中の火災を1日当たりでみると、前年に比べ出火件数、損害額、焼損棟数、建物焼損床面積、建物焼損表面積、り災世帯数、り災人員、死者、負傷者は増加しているが、林野焼損面積は減少している。

また、1件当たりでみると、建物火災は損害額、建物焼損床面積、建物焼損表面積及びり災世帯数が増加している。林野火災は損害額、林野焼損面積が共に減少している。（第2表）

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災概況

区 分		単 位	令 和 3 年	令 和 2 年	増 減	増減率(%)
全 火 災 (1日当たり)	出 火 件 数	件	1.35	1.32	0.03	2.3
	損 害 額	千 円	3,601	3,281	320	9.8
	焼 損 棟 数	棟	1.32	1.29	0.03	2.3
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	71.99	67.37	4.62	6.9
	建 物 焼 損 表 面 積	m ²	9.96	6.87	3.09	45.0
	林 野 焼 損 面 積	a	0.40	5.55	-5.15	-92.8
	り 災 世 帯 数	世 帯	0.72	0.65	0.07	10.8
	り 災 人 員	人	1.48	1.47	0.01	0.7
	死 者	人	0.09	0.07	0.02	28.6
	負 傷 者	人	0.28	0.26	0.02	7.7
全 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	2,661	2,485	176	7.1
建 物 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	4,494	4,282	212	5.0
	建 物 焼 損 床 面 積	m ²	95.55	93.50	2.05	2.2
	建 物 焼 損 表 面 積	m ²	13.22	9.54	3.68	38.6
	焼 損 棟 数	棟	1.75	1.79	-0.04	-2.2
	り 災 世 帯 数	世 帯	0.96	0.90	0.06	6.7
	り 災 人 員	人	1.97	2.05	-0.08	-3.9
林 野 火 災 (1件当たり)	損 害 額	千 円	175	600	-425.0	-70.8
	林 野 焼 損 面 積	a	8.59	65.39	-56.8	-86.9

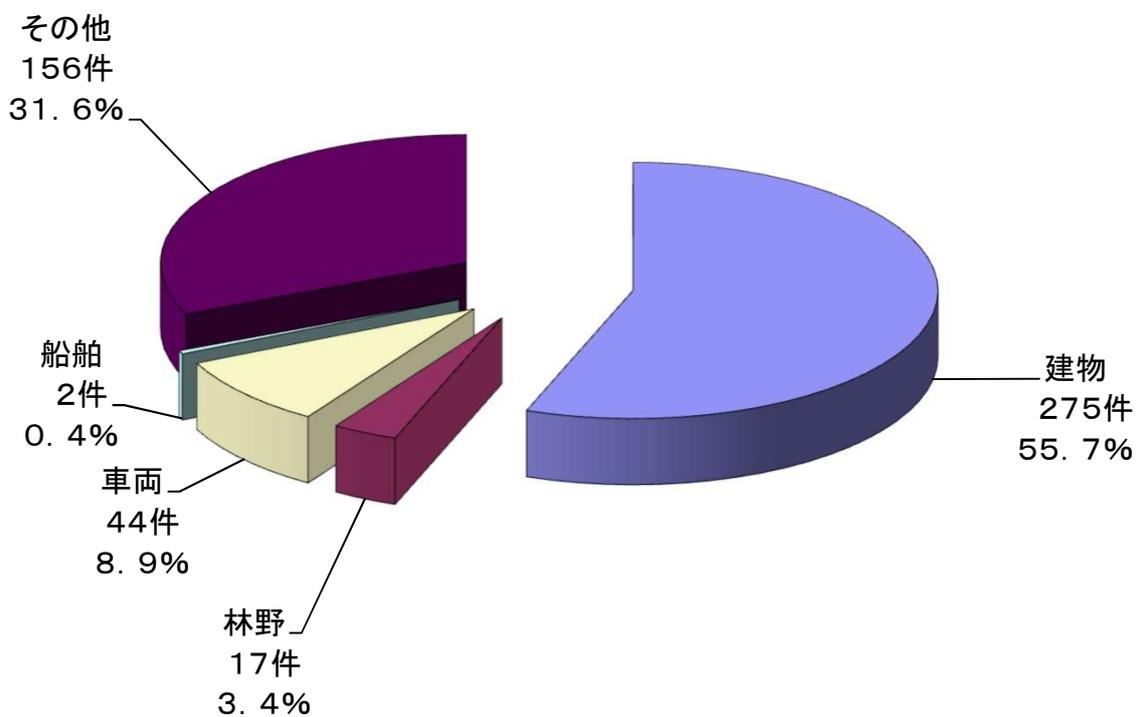
(2) 出火件数と出火率

ア 火災は6種類に分類されており、その構成比をみると、建物火災が全火災のうち55.7%で最も高く、以下、その他の火災（空地、田畑、河川敷、ごみ集積場等の火災）、車両火災、林野火災の順となっている。（第3表）

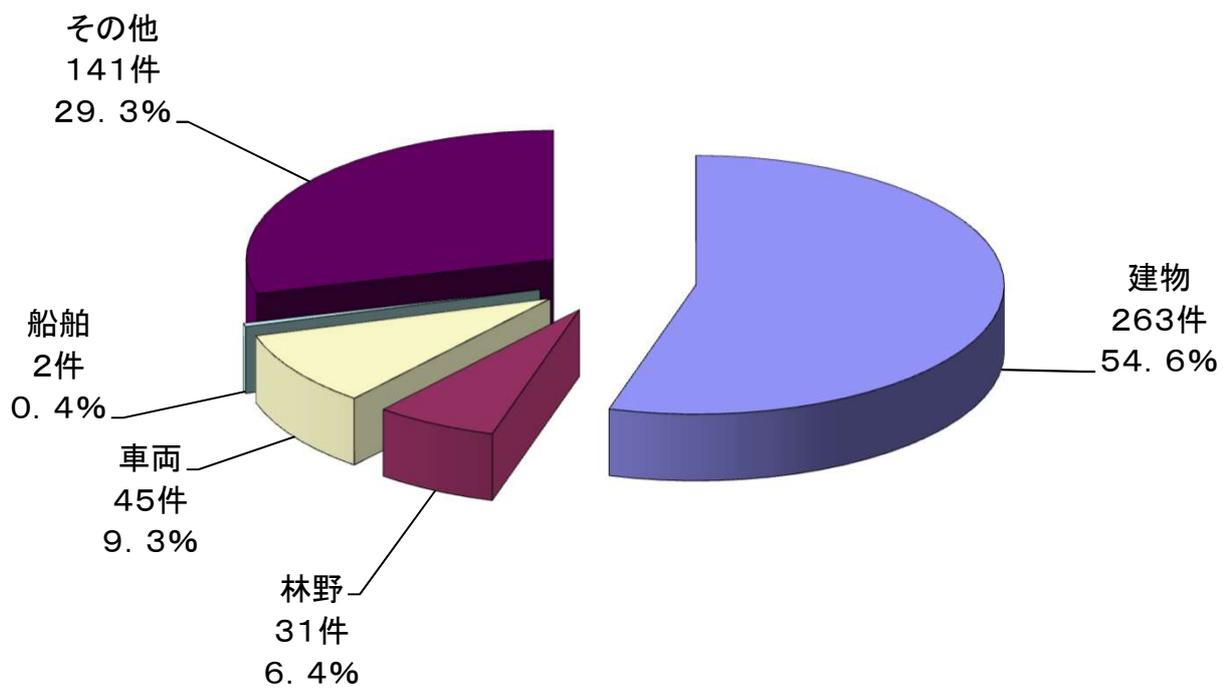
第3表 火災種別出火件数の構成割合(%)

区 分	令 和 3 年	令 和 2 年
建 物 火 災	55.7	54.6
林 野 火 災	3.4	6.4
車 両 火 災	8.9	9.3
船 舶 火 災	0.4	0.4
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	31.6	29.3
合 計	100.0	100.0

令和3年火災種別出火件数 494件



令和2年火災種別出火件数 482件

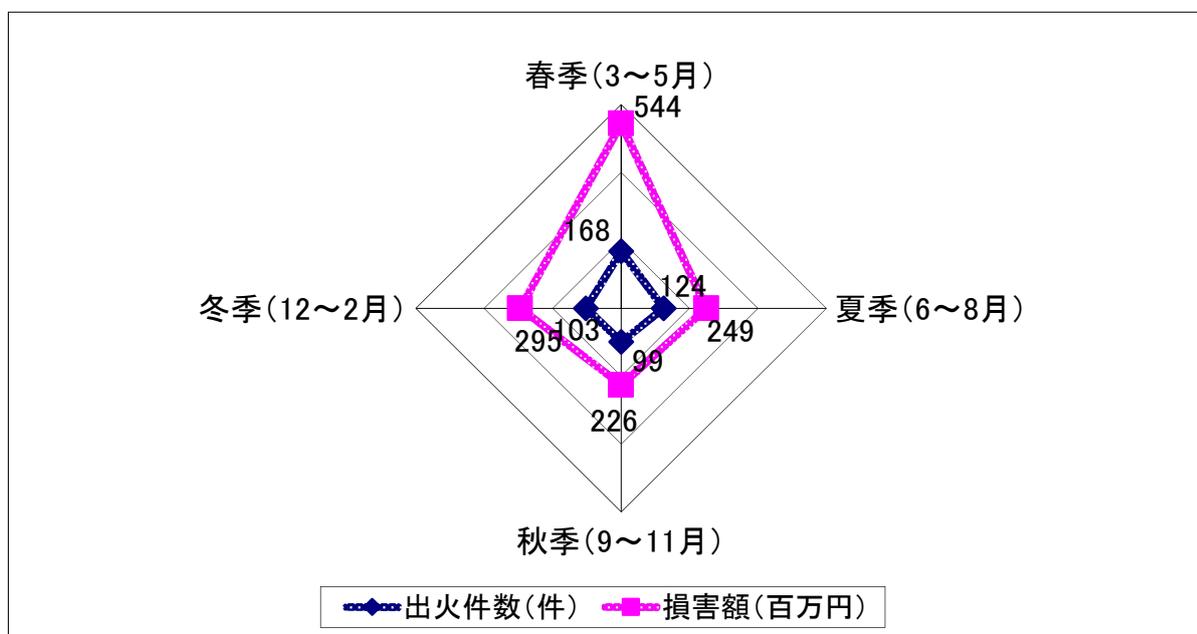


イ 出火件数を季節別にみると、空気が乾燥している春季が168件（34.0%）と最も多く、また、損害額も春季が多くなっている。（第4表）

第4表 季節別出火件数

区 分	令 和 3 年				令 和 2 年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季(3~5月)	168	34.0	544	41.4	212	44.0	497	41.5
夏季(6~8月)	124	25.1	249	18.9	85	17.6	180	13.7
秋季(9~11月)	99	20.0	226	17.2	96	19.9	169	12.9
冬季(12~2月)	103	20.9	295	22.5	89	18.5	352	26.8
合 計	494	100.0	1,314	100.0	482	100.0	1,198	100.0

季節別出火件数及び損害額



ウ 出火率（人口1万人当たりの出火件数）、出火件数及び建物火災は、5年前と比較すると増加している。（第5表）

第5表 出火率、出火件数及び人口の変化

区 分	令 和 3 年	平 成 2 8 年	増 減	増減率(%)
	(A)	(B)	A-B	(A-B)/B
出 火 率	3.9	3.6	0.3	8.3
出 火 件 数	494	472	22	4.7
建 物 火 災	275	262	13	5.0
人 口	1,250,812	1,328,667	-77,855	-5.9

(注)人口は、各年の3月31日現在の住民基本台帳の値による。

令和3年中の出火率を市部合計、郡部合計別にみると、市部合計は3.5件/万人（前年3.4件/万人）、郡部合計は5.4件/万人（前年5.3件/万人）で、市部及び群部合計ともに前年より高くなっている。また、郡部合計の出火率が市部合計を上回っている状況が続いている。（第6表）

第6表 出火件数及び出火率の推移

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元(H31)年	R2年	R3年
青森県合計	525	524	584	600	472	443	456	606	482	494
	3.8	3.8	4.3	4.5	3.6	3.4	3.5	4.7	3.8	3.9
市部合計	371	351	402	404	309	313	303	406	329	343
	3.5	3.3	3.9	3.9	3.0	3.1	3.0	4.1	3.4	3.5
郡部合計	154	173	182	196	163	130	153	200	153	151
	4.8	5.4	5.8	6.3	5.3	4.3	5.2	6.9	5.3	5.4

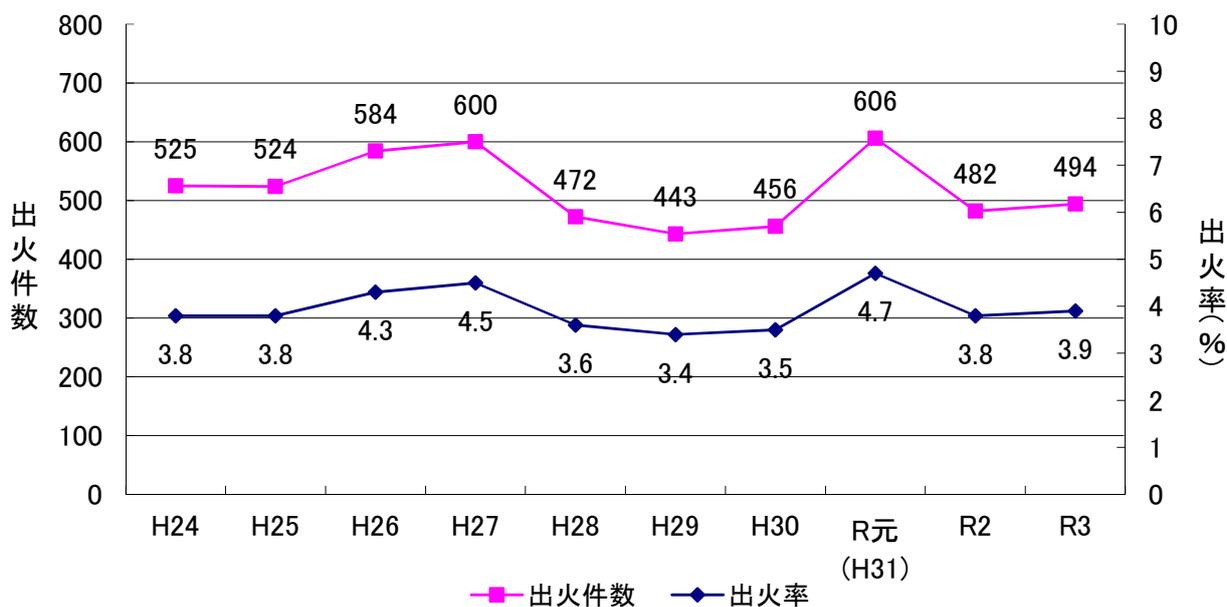
(注) 上段は出火件数、下段は出火率(件/万人)を示す。また、市部合計・郡部合計は各年3月31日現在の市域・町村域の合計である。

市・郡別の出火率をみると、最高はつがる市の11.3件/万人となっている。（第7表）

第7表 市・郡別の出火率(件/万人)

市・郡名	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡
出火率	3.1	3.1	2.9	3.4	4.4	3.7	2.3	4.5	11.3	4.9	5.6	7.6	0.0	5.1	3.9	5.9	4.1	5.3

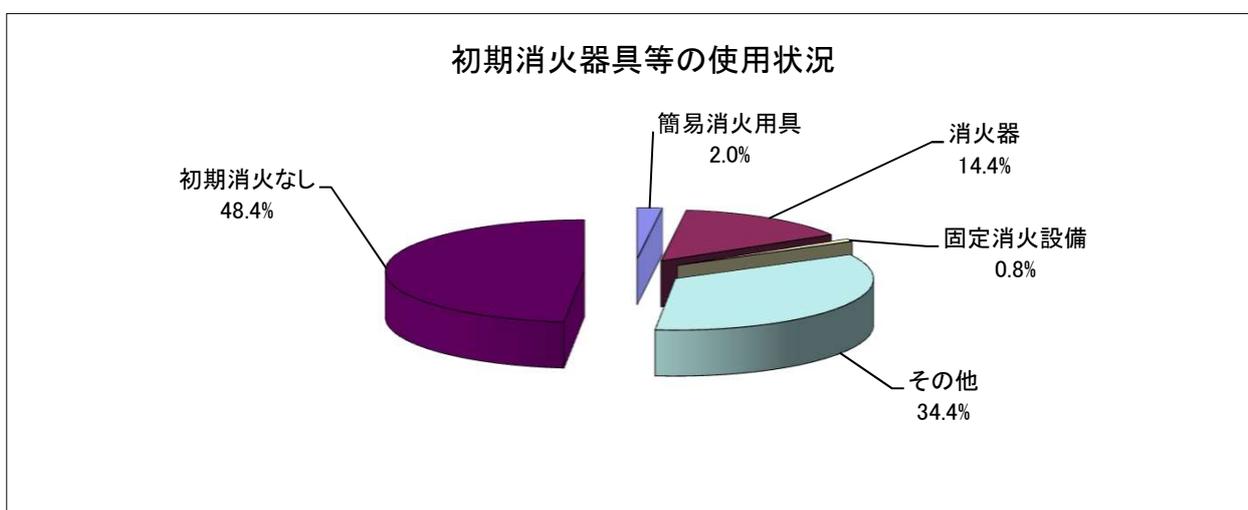
出火件数と出火率



エ 初期消火器具等の使用状況をみると、令和3年中に初期消火に「消火器」が使用された火災は14.4%、「簡易消火用具（水バケツ、水槽及び乾燥砂等）」が使用された火災は2.0%となっている。（第8表）

第8表 初期消火器具等の使用状況

区分	簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)
令和3年	10	2.0	71	14.4	4	0.8	170	34.4	239	48.4
令和2年	25	5.2	60	12.5	5	1.0	126	26.1	266	55.2
令和元年(平成31年)	27	4.4	67	11.0	4	0.7	187	30.9	321	53.0



オ 消防機関における建物火災の覚知方法をみると、市部合計、郡部合計とも火災報知専用電話（119番）による通報が最も多く、それぞれ62.5%、67.2%を占め、県全体では63.7%を占めている。（第9表）

第9表 建物火災の覚知方法別出火件数

覚知方法区分	青森県合計		市部合計		郡部合計		
	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	出火件数	構成比(%)	
火災報知機	19	6.9	16	7.8	3	4.3	
火災報知専用電話(119番)	固定電話から	53	19.3	43	21.0	10	14.3
	携帯電話から	122	44.4	85	41.5	37	52.9
加入電話(固定電話から)	13	4.7	8	3.9	5	7.1	
加入電話(携帯電話から)	13	4.7	10	4.9	3	4.3	
警察電話	2	0.7	1	0.5	1	1.4	
駆けつけ通報	2	0.7	2	1.0	0	0.0	
事後聞知	47	17.1	37	18.0	10	14.3	
その他	4	1.6	3	1.5	1	1.4	
合計	275	100.0	205	100.0	70	100.0	

(3) 損害額

令和3年中の火災による損害額は13億1,400万円で、前年に比べ1億1,700万円増加しており、火災1件当たりの損害額は2,661千円で、前年に比べ176千円増加している。

平成24年と比較すると、損害額及び火災1件当たりの損害額は共に減少している。(第10表)

第10表 損害額の推移(指数:平成24年=100)

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元(H31)年	R2年	R3年
損害額(a)	1,921	970	1,308	1,432	1,056	765	2,257	1,285	1,197	1,314
指 数	100	50	68	75	55	40	117	67	62	68
1件当たり(b)	3,659	1,852	2,240	2,387	2,238	1,728	4,950	2,121	2,485	2,661
指 数	100	51	61	65	61	47	135	58	68	73

(注) a:百万円 b:千円

火災種別の損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の94.1%(前年94.0%)を占めている。(第11表)

第11表 火災種別損害額

区 分	損害額(千円)	構成比(%)	1件当たりの損害額(千円)
建物火災	1,235,906	94.0	4,511
林野火災	2,977	0.2	175
車両火災	36,280	2.8	825
船舶火災	12,200	0.9	6,100
航空機火災	-	-	-
その他火災	21,735	1.7	139
爆 発	5,341	0.4	5,341
合 計	1,314,439	100.0	2,661

(4) 出火原因

火災の出火原因別にみると、「たき火」によるものが56件で全出火件数の11.3%を占めており、以下「放火及び放火の疑い」、「ストーブ」、「電灯配線等の配線」、「こんろ」の順となっている。(第12表)

第12表 全火災の出火原因別

	計	たき火	放火及び放火の疑い	ストーブ	電灯配線等の配線	こんろ	たばこ	火入れ	配線器具	電気機器	その他
件数	494	56	50	35	27	25	24	18	13	12	234
構成比(%)	100.0	11.3	10.1	7.1	5.5	5.1	4.9	3.6	2.6	2.4	47.4

- ① たき火による火災の損害状況をみると、56件（全火災の11.3%）で前年より3件増加し、損害額は906万1千円で前年に比べて275万8千円減少している。（第13表）

第13表 たき火による火災の損害状況

区 分	令和3年	令和2年
出火件数（件）	56	53
建物焼損床面積（㎡）	199	267
林野焼損面積（a）	32	574
損害額（千円）	9,061	11,819

- ② ストープによる火災の損害状況をみると、35件（全火災の7.1%）で前年より6件減少し、損害額は1億59万5千円で、前年に比べて1,805万8千円減少している。（第14表）

第14表 ストープによる火災の損害状況

区 分	令和3年	令和2年
出火件数（件）	35	41
主な経過	引火・輻射	16
	可燃物の落下	16
	その他	9
建物焼損床面積（㎡）	3,614	3,446
損害額（千円）	100,595	118,653

- ③ 放火による出火件数は31件で前年より4件増加し、放火の疑いによる出火件数は19件で前年より6件増加している。
また、放火及び放火の疑いによる火災を合わせると50件（全火災の10.1%）となり、これらの火災による損害額は、2,245万8千円で、前年に比べて4,765万円減少している。（第15表）

第15表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区 分	令和3年			令和2年		
	計	放火	放火の疑い	計	放火	放火の疑い
出火件数（件数）	50	31	19	40	27	13
建物火災	25	15	10	20	14	6
林野火災	1	1	0	5	3	2
その他火災	20	11	9	13	8	5
林野焼損面積（㎡）	6	6	0	489	467	22
損害額（千円）	22,458	20,862	1,596	70,108	48,059	22,049

- ④ たばこによる火災の損害状況をみると、24件（全火災の4.9%）で前年より10件減少しており、損害額は3,218万5千円で、前年に比べて387万7千円減少している。（第16表）

第16表 たばこによる火災の損害状況

区 分	令和3年	令和2年
出火件数（件）	24	34
主な経過	火源落下	7
	消し忘れ	22
	その他	5
建物焼損面積（㎡）	591	712
林野焼損面積（a）	0	42
損害額（千円）	32,185	36,062

- ⑤ 電灯電話等の配線による火災の損害状況をみると、27件（全火災の5.5%）で前年と同数、損害額は5億3,501万8千円で、前年に比べて4億7,277万9千円増加している。（第17表）

第17表 電灯電話等の配線による火災の損害状況

区 分	令和3年	令和2年
出火件数（件）	27	27
建物焼損床面積（㎡）	4,273	1,980
林野焼損面積（a）	0	45
損害額（千円）	535,018	62,239

- ⑥ 火入れによる火災の損害状況をみると、18件（全火災の3.6%）で前年より4件減少し、損害額は218万3千円で前年に比べて113万円減少している。（第18表）

第18表 火入れによる火災の損害状況

区 分	令和3年	令和2年
出火件数（件）	18	22
建物焼損床面積（㎡）	88	43
林野焼損面積（a）	0	30
損害額（千円）	2,183	3,313

2 建物火災

(1) 出火件数

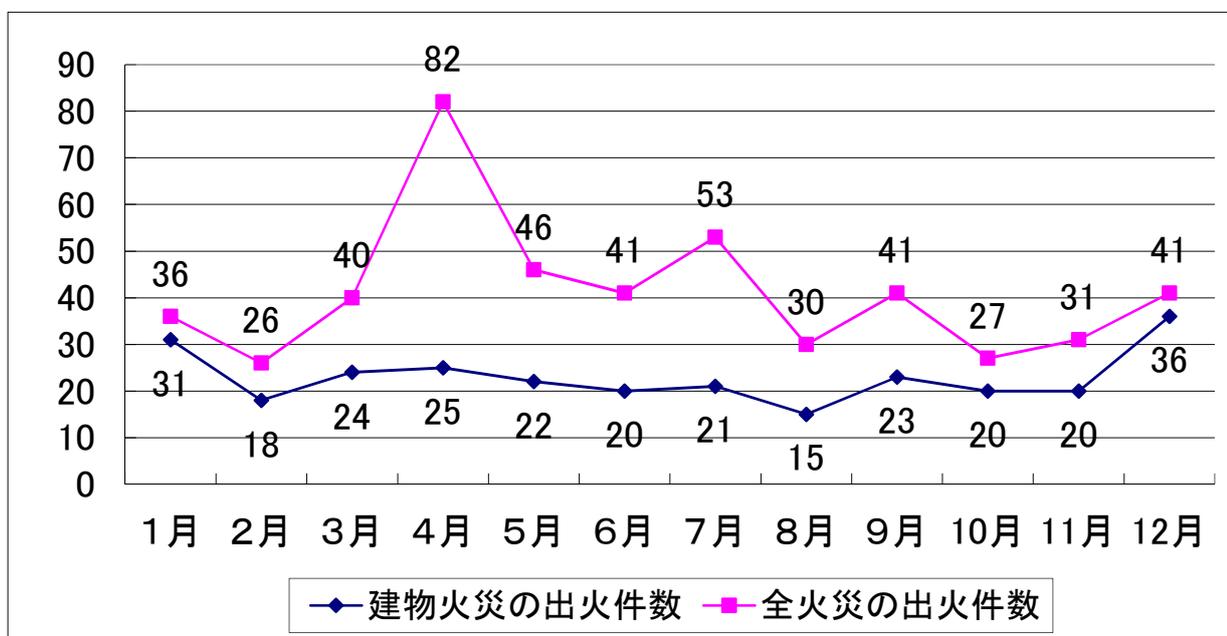
ア 令和3年中の建物火災の出火件数は、275件であり、1日約0.75件の割合で発生したことになる。

次に、月別の建物火災の出火件数をみると、12月が36件で最も多く、次いで1月が31件となっている。(第19表)

第19表 建物火災の月別出火件数

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
建物火災	275	31	18	24	25	22	20	21	15	23	20	20	36
全火災	494	36	26	40	82	46	41	53	30	41	27	31	41

建物火災の月別出火件数



イ 建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅における出火件数が156件で最も多く、全体の56.7%を占めている。(第20表)

第20表 用途別建物火災の出火件数

区分	住宅	倉庫	工場・作業場	飲食店・料理店	事務所	学校	神社・寺院	旅館・ホテル	物品販売店舗	社会福祉施設	病院	公会堂等	その他	計
R3年	156	21	16	6	9	0	2	0	3	0	1	0	61	275
R2年	147	17	17	2	6	1	3	1	0	1	1	0	67	263
増減率(%)	6.1	23.5	-5.9	200.0	50.0	全減	-33.3	全減	全増	全減	0	0	-9.0	4.6

ウ 建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建築物から出火した件数は146件で建物火災の53.1%を占めており、次いで防火構造建築物、耐火建築物の順となっている。(第21表)

第21表 火元建物の構造別損害状況

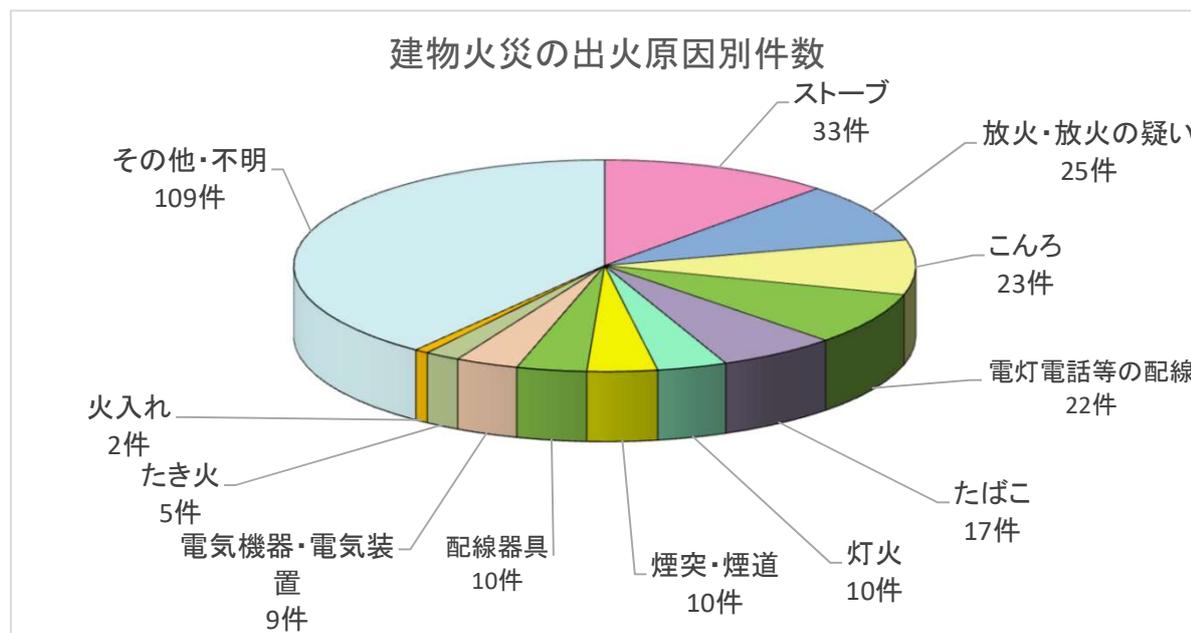
区 分	出 火 件 数				令 和 3 年			
	平成 29年	平成 30年	令和元年 (平成31年)	令和 2年	出火 件数	延焼 件数	延焼率 (%)	延焼 棟数
木造建築物	154	193	153	144	146	53	36.3	124
防火構造建築物	75	54	72	66	80	17	21.3	67
準耐火木造	2	2	4	2	4	1	25.0	2
準耐火非木造	15	13	17	16	14	1	7.1	2
耐火建築物	20	9	21	18	19	0	0.0	0
その他	11	14	20	17	12	4	33.3	5
合 計	277	285	287	263	275	76	27.6	200

(2) 出火原因

建物火災の出火原因は、ストーブによるものが33件(12.0%)と最も多く、次いで放火及び放火の疑いによるものが25件(9.1%)、こんろによるものが23件(8.4%)の順となっている。(第22表)

第22表 建物火災の出火原因別件数

	計	ストーブ	等電 の配 線電 話	放火 の疑 い	たば こ	灯 火	こ ん ろ	煙 突 ・ 煙 道	配 線 器 具	電 気 機 器 ・ 電 気 装 置	た き 火	火 入 れ	そ の 他 ・ 不 明
件数	275	33	22	25	17	10	23	10	10	9	5	2	109
構成比(%)	100.0	12.0	8.0	9.1	6.2	3.6	8.4	3.6	3.6	3.3	1.8	0.7	39.6



(3) 損害額

ア 建物火災の出火件数を損害額別にみると、1件の火災につき、10万円未満が113件（全体の41.1%）で最も多く、また、焼損面積別にみると、50㎡未満が174件（全体の63.3%）で最も多くなっている。（第23表）

第23表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

区 分		令 和 3 年	令 和 2 年	増 減 率 (%)
出 火 件 数		275	263	4.6
損 害 額 （ 万 円 ）	10 未 満	113	96	17.7
	10 ～ 50 未 満	31	38	-18.4
	50 ～ 100 〃	25	19	31.6
	100 ～ 500 〃	54	64	-15.6
	500 ～ 1,000 〃	27	22	22.7
	1,000 ～ 2,000 〃	15	14	7.1
	2,000 ～ 3,000 〃	6	6	0.0
	3,000 ～ 5,000 〃	1	2	-50.0
	5,000 以 上	3	2	50.0
焼 損 面 積 （ ㎡ ）	50 未 満	174	153	13.7
	50 ～ 100 未 満	27	34	-20.6
	100 ～ 200 〃	31	33	-6.1
	200 ～ 300 〃	16	20	-20.0
	300 ～ 500 〃	12	12	0.0
	500 ～ 1,000 〃	14	11	27.3
	1,000 ～ 2,000 〃	1	0	全増
	2,000 ～ 3,000 〃	0	0	0.0
	3,000 以 上	0	0	0.0

イ 建物火災の損害額を市部、郡部別にみると、市部合計が6億2,854万9千円（全体の50.9%）となっている。また、1件当たりの損害額でみると、前年に比べ、市部合計は111万3千円減少して306万6千円、郡部合計は413万5千円増加して867万7千円となっている。（第24表）

第24表 建物火災の損害額及び1件当たりの損害額

区 分	令 和 3 年		令 和 2 年	
	損 害 額 (千 円)	1件当たりの損害額(千円)	損 害 額 (千 円)	1件当たりの損害額(千円)
青 森 県 合 計	1,235,906	4,494	1,126,291	4,282
市 部 合 計	628,549	3,066	785,658	4,179
郡 部 合 計	607,357	8,677	340,633	4,542

3 林野火災

- (1) 令和3年中の林野火災の出火件数は17件で、前年より14件減少し、焼損面積は146aで、前年に比べ1,881a減少した。(第1表)
- (2) 市・郡別の林野焼損面積をみると、つがる市が75aで最も多く、次いで弘前市の22aとなっている。(第25表)

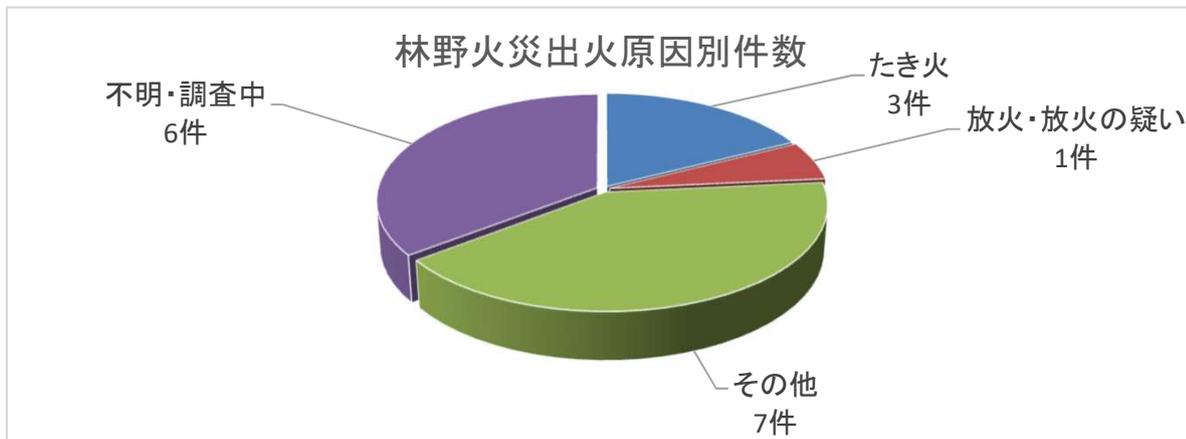
第25表 市・郡別の林野焼損面積(単位:a)

市・郡名	青森市	弘前市	八戸市	黒石市	五所川原市	十和田市	三沢市	むつ市	つがる市	平川市	東津軽郡	西津軽郡	中津軽郡	南津軽郡	北津軽郡	上北郡	下北郡	三戸郡	合計
焼損面積	16	22	0	0	10	5	0	0	75	0	0	0	0	0	0	17	0	1	146

- (3) 林野火災の出火原因は、たき火によるものが3件で全体の17.6%を占めている。(第26表)

第26表 林野火災の出火原因別件数

	計	たき火	放火・放火の疑い	火入れ	たばこ	その他	不明・調査中
件数	17	3	1	0	0	7	6
構成比(%)	100.0	17.6	5.9	0.0	0.0	41.2	35.3



- (4) 林野火災の出火件数を月別にみると、3月から5月にかけて多く発生している。これは、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい季節であり、また、山菜採りや山林作業の開始等のため森林に入りこむ人々が多くなり、失火等による出火の危険性が高くなるためである。(第27表)

第27表 林野火災の月別出火件数

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
件数	17	0	0	3	4	5	0	0	3	1	0	1	0

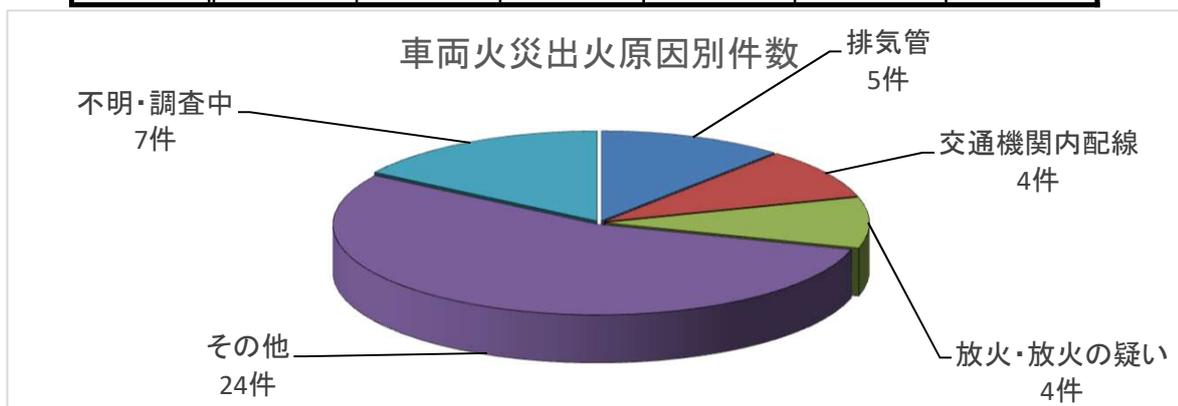
4 車両火災

(1) 令和3年中の車両火災の出火件数は44件で、前年より1件減少し、損害額は3,628万円で、前年より165万8千円増加している。(第1表)

(2) 車両火災の出火原因は、「排気管」が5件で全体の11.4%を占めている。(第28表)

第28表 車両火災の出火原因別件数

	合計	排気管	交通機関内配線	放火・放火の疑い	その他	不明・調査中
件数	44	5	4	4	24	7
構成比(%)	100.0	11.4	9.1	9.1	54.5	15.9



5 船舶火災

令和3年中の船舶火災の出火件数は2件で、前年と同数だった。(第1表)

6 航空機火災

令和3年中は、航空機火災の発生はなかった。(第1表)

7 その他の火災

その他の火災の出火件数は156件で、前年と比べ15件増加した。損害額は2,173万5千円で、前年より733万4千円増加した。(第1表)

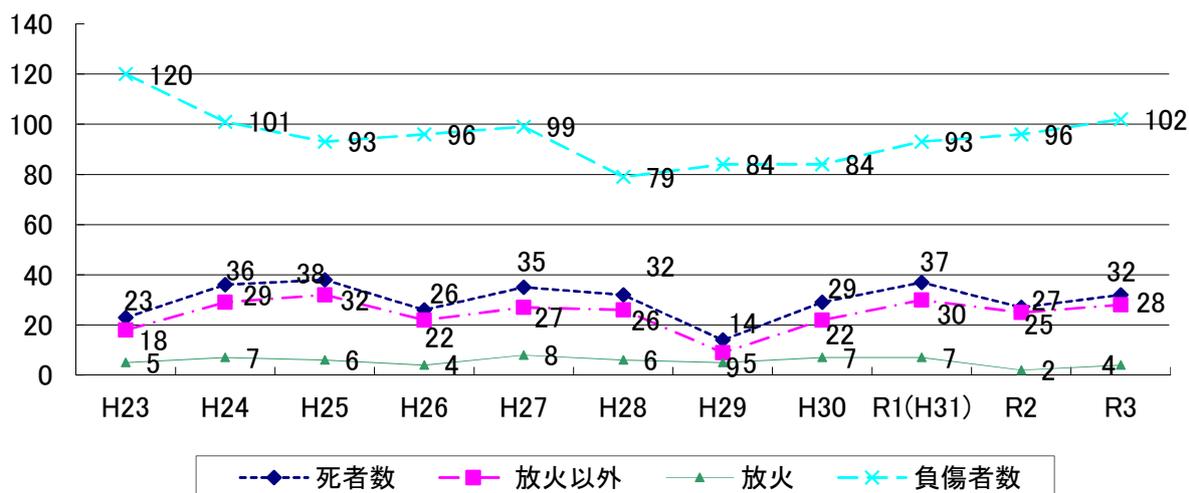
8 火災による死者

(1) 死者の概況

ア 令和3年中の火災による死者は32人で、前年に比べ5人増加し、放火自殺(以下「放火」という。)によるものを除いた死者は28人で前年より3人増加している。(第29表)

第29表 火災による死傷者数の推移(放火には巻添者含む)

区分	死者数及び負傷者数(人)											過去10年平均(a)	令和3年と(a)の差
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3		
死者数	23	36	38	26	35	32	14	29	37	27	32	29.7	2.3
放火以外	18	29	32	22	27	26	9	22	30	25	28	24	4
放火	5	7	6	4	8	6	5	7	7	2	4	5.7	-1.7
負傷者数	120	101	93	96	99	79	84	84	93	96	102	94.5	7.5



イ 火災種別毎の死者数をみると、建物火災による死者は28人で総死者数の約9割を占めている。(第30表)

第30表 火災種別死傷者数

火災種別	出火件数 (件)	うち死者の発生 した火災件数 (発生率)	死者数	構成比	負傷者数	構成比
			(人)	(%)	(人)	(%)
建物火災	275	24(8.7%)	28	87.5	88	86.3
林野火災	17	0(-)	0	0.0	1	1.0
車両火災	44	2(4.5%)	2	6.3	4	3.9
船舶火災	2	0(-)	0	0.0	0	0.0
航空機火災	0	0(-)	0	0.0	0	0.0
その他の火災	156	2(1.3%)	2	6.3	9	8.8
合計	494	28(5.7%)	32	100.0	102	100.0

ウ 月別の死者数をみると、1月が7人で最も多く、次いで12月が5人、4月、7月、10月が3人となっている。(第31表)

第31表 月別死傷者発生状況(放火には巻添者含む)

区分	合計	死者数及び負傷者数(人)											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
死者数	32	7	2	2	3	0	1	3	2	2	3	2	5
放火以外	28	7	1	0	3	0	0	3	2	2	3	2	5
放火	4	0	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0
負傷者数	102	13	7	11	13	9	2	9	9	11	2	4	12

エ 経過別の死者をみると、「逃げ遅れ」によるものが17人で総死者数(32人)の53.1%を占めている。

また、放火によるものを除いた死者28人のうち、65歳以上の高齢者は23人で82.1%を占めている。(第32表、第33表)

第32表 年齢別・経過別の死者の状況

区 分	死者数 合計 E + F (人)	放火によるものを除いた死者数(人)						F 放火に よるもの (人)
		A 逃 げ 遅 れ	B 出火後 再進入	C 着 衣 着 火	D そ の 他	E A ~ D 小 計	Eのうち、 寝たきり、 身体不自由 者の死者	
0 ~ 5 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
6 ~ 10 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
11 ~ 20 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
21 ~ 30 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
31 ~ 40 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
41 ~ 50 歳	2	0	0	0	0	0	0	2
51 ~ 60 歳	4	2	0	0	2	4	0	0
61 ~ 64 歳	0	0	0	0	0	0	0	0
65 ~ 70 歳	9	5	0	0	3	8	1	1
71 ~ 75 歳	1	1	0	0	0	1	1	0
76 ~ 80 歳	2	1	0	0	1	2	0	0
81 歳 ~	12	8	0	1	3	12	1	0
不 明	2	0	0	0	1	1	0	1
合 計	32	17	0	1	10	28	3	4

第33表 寝たきり、身体不自由者等の死者の状況

区 分	H28年	H29年	H30年	R1(H31)年	R2年	R3年
放火によるものを除いた死者数(人) A	26	9	22	30	25	28
身体不自由者等(C、D除く) B	3	1	4	0	1	0
乳幼児(0~5歳)の該当者 C	0	0	0	0	0	0
高齢者(65歳以上) D	20	7	16	22	15	23
割合 (B+C+D)/A(%)	88.5	88.9	90.9	73.3	64.0	82.1

(2) 建物火災における死者の状況

ア 令和3年中の放火によるものを除いた建物火災による死者は、27人（前年22人）となっている。（第34表）

第34表 建物火災の死者の発生状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3
A 死者が発生した建物火災の出火件数(件)	26	31	13	24	21	8	23	23	21	24
B Aの死者数(人)	29	32	16	29	24	9	25	29	22	28
C Bのうち、放火によるものを除いた死者数	26	31	16	24	23	8	22	24	22	27
D 住宅以外	0	2	2	2	4	0	1	7	2	3
E 住宅	26	29	14	22	19	8	21	17	20	24
F Eの死者の占める割合(%) E÷C	94.1	100.0	93.5	87.5	91.7	82.6	100.0	70.8	90.9	88.9

イ 住宅火災の死者（放火によるものを除く。）24人のうち高齢者は20人で83.3%を占め、前年に比べ8人増加している。（第35表）

第35表 住宅火災の死者に占める高齢者等の状況

区 分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(H31)	R2	R3
A 住宅火災による死者数(人)	26	29	14	22	19	8	21	17	20	24
B 乳幼児(0～5歳)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 高齢者(65歳～)	19	18	10	17	15	6	15	11	12	20
D 計 (B + C)	19	18	10	17	15	6	15	11	12	20
E 乳幼児、高齢者の占める割合 (D ÷ A) %	73.1	62.1	71.4	77.3	78.9	75.0	71.4	64.7	60.0	83.3

利用上の参考事項

この年報は、消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領（平成6年4月21日消防災第100号）」により、市町村が作成し、県に報告された令和3年1月から令和3年12月までの火災報告を集計し作成したものである。以下、この年報の利用に際し参考となる事項を説明する。

1 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

2 調査対象

調査対象は、青森県内において発生したすべての火災とする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく調査権の行使できない地域、施設等の火災は、火災件数その他判明している事項についてのみ掲げるものとする。

3 火災の種類

火災は、次の6種類に分類する。ただし、火災の種別が2種類以上複合するときは、焼き損害額の大なるものの種別による。

(1) 建物火災

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

(2) 林野火災

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が延焼した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して成育している土地及びその土地の上にある立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な成育に供される土地をいい、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

ウ 「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しないものをいう。

エ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

(3) 車両火災

ア 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

イ 「自動車車両」とは、ウの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。

ウ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

(4) 船舶火災

ア 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

(5) 航空機火災

ア 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

(6) その他の火災

(1) から (5) までに掲げる火災以外の火災（空地、田畑、道路、ごみ収集場等の火災）をいう。

4 爆発

(1) 「爆発」は、人の意思に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

(2) 「爆発現象」は、化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

5 火災損害

「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、「焼き損害」、「消火損害」、「爆発損害」、「人的損害（火災による死者及び負傷者）」に区分する。

(1) 焼き損害

焼き損害とは、火災の火炎、高熱等によって焼けたもの及び熱によって破損したものの等の損害をいう。

(2) 消火損害

消火損害とは、火災の消火行為によって受けた水損、破損、汚損等のものの損害をいう。

(3) 爆発損害

爆発損害とは、爆発現象の破壊作用によって発生した損害のうち、焼き損害、消火損害以外の損害をいう。

(4) 人的損害

火災によって人的に被害を受けることがあるが、これは損害額として金銭に見積もることは困難である。

6 焼損の程度

建物の焼損程度は「全焼」、「半焼」、「部分焼」、「ぼや」に区分する。

(1) 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

(2) 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

(3) 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

(4) ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額が10%未満であり焼損床面積が1㎡未満の、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

7 り災世帯

り災世帯のり災程度は、「全損」、「半損」、「小損」に区分する。

(1) 全損

建物（収容物を含む。以下この項において同じ。）の火災損害額がり災前の建物の評価額70%以上のものをいう。

(2) 半損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額20%以上で、全損に該当しないものをいう。

(3) 小損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額20%未満のものをいう。

8 死者

火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

9 出火原因

出火原因は、発火源、経過及び着火物の3つに区分する。

10 建物の構造

建物の構造は、建築基準法により「木造建築物」、「防火構造建築物」、「準耐火建築物（木造）」、「準耐火建築物（非木造）」、「耐火建築物」及び「その他の建築物」に区分する。

(1)「木造建築物」とは、柱及びはりが主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。

(2)「防火構造建築物」とは、屋根、外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号に定める構造のものをいう。

(3)「準耐火建築物（木造）」とは、建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはりが主として木造のものをいう。

(4)「準耐火建築物（非木造）」とは、建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち(3)以外のものをいう。

(5)「耐火建築物」とは、建築基準法第2条第9号の2に定める構造のものをいう。

(6)「その他の建築物」とは、(1)から(5)までに掲げる建築物以外のものをいう。